

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	全般	改行位置の修正, 文字の色塗りの修正(塗り忘れ, 色間違い)を実施 (修正箇所のマーキングは未実施)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	とりまとめた資料-1	1-1) c. 1ポツ目 ページ番号の修正(下線部参照) (旧) (例: 比較表p 1.8- <u>131</u> ) (新) (例: 比較表p 1.8- <u>126</u> )	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	とりまとめた資料-1	1-1) c. 2ポツ目 参照先の添付資料番号の修正(下線部参照) (旧) 【例: 添付資料1.8. <u>11-(3)</u> 】 (新) 【例: 添付資料1.8. <u>3</u> 】	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	とりまとめた資料-3	技術的能力1.8ヒアリングコメント反映 2-1) No③ 相違理由 泊と同様に充てんポンプの水源を燃料取替用水ビット又は燃料取替用水タンクのみとしているプラントを記載することとした。(下線部参照) (旧) ・・・原子炉容器への注水が可能であり, <u>大飯3/4号炉, 高浜1/2/3/4号炉, 伊方3号炉, 川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様である。</u> (新) ・・・原子炉容器への注水が可能である。 <u>充てんポンプ(充てん/高圧注入ポンプ)の水源を燃料取替用水ビット(燃料取替用水タンク)のみとしているのは, 高浜1/2号炉, 伊方3号炉, 川内1/2号炉及び玄海3/4号炉と同様である。</u>	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	とりまとめた資料-7	2-2) No④ 相違理由 ページ番号の修正(下線部参照) (旧) (例: 比較表p 1.8-65, 88, <u>158</u> ) (新) (例: 比較表p 1.8-65, 88, <u>148</u> )	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	2-4) 表9行目及び24行目 相違理由 ページ番号の修正(下線部参照) 【9行目】 (旧) (例: 比較表p 1.8-34) (新) (例: 比較表p 1.8-35)  【24行目】 (旧) (例: 比較表p 1.8-55) (新) (例: 比較表p 1.8-56)	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-1, 2, 5, 10, 14, 15, 19, 33, 52	技術的能力1.8ヒアリングコメント反映 記載の適正化 (下線部参照) (旧) 原子炉格納容器下部注水 (新) 原子炉格納容器下部への注水	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	とりまとめた表-2, 3, 8 1.8-1, 2, 4, 7, 10, 11, 14, 26, 52	同上 また、とりまとめた資料-8「2-4) 記載表現, 設備名称等の相違」の大飯「格納容器スプレイ」, 「代替格納容器スプレイ」箇所の泊欄を修正した。 (下線部参照) (旧)・原子炉格納容器下部注水 又は 原子炉格納容器下部への注水 (新)・原子炉格納容器下部への注水  また、とりまとめた資料-8「2-4) 記載表現, 設備名称等の相違」の女川「原子炉格納容器下部注水」と泊「原子炉格納容器下部への注水」の比較を追加した。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-4, 19, 35, 53	技術的能力1.8ヒアリングコメント反映 設備名称の記載適正化(下線部参照) (旧) 原子炉下部キャビティ室 (新) 原子炉下部キャビティ	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6, 8 1.8-4, 14, 29, 52	同上 また、とりまとめた資料-8「2-4) 記載表現, 設備名称等の相違」の大飯「原子炉下部キャビティ」と泊「原子炉下部キャビティ室」の比較を削除した。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-5	女川実績を踏まえた添付資料の追加(下線部参照) (旧) 添付資料1.8.15 解釈一覧 (新) 添付資料1.8.15 全交流動力電源喪失を想定した場合における代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水について 添付資料1.8.16 解釈一覧	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-4	同上 また、大飯との相違理由を追記した。(下線部参照) (新)【大飯】資料構成の相違(女川実績の反映)	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-5	添付資料1.8.16 解釈一覧 解釈一覧の項目について適正化(下線部参照) (旧) 2. 操作手順の解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧 (新) 2. 弁番号及び弁名称一覧	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-4	同上 また、女川との相違理由を追記した。(下線部参照) (新)【女川】資料構成の相違	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-8	(1)項 設備名称の修正(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイ設備 (新) 原子炉格納容器スプレイ設備	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-6	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-10, 14	格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水に使用する設備を追加(下線部参照) (新) 非常用取水設備	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-7, 10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-13, 18, 25, 31	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水及び原子炉容器への注水に使用する設備を追加(下線部参照) (新) <u>給水処理設備 配管・弁</u>	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-9, 14, 19, 24	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-15, 19, 28, 31	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び原子炉容器への注水に使用する設備を追加(下線部参照) (新) <u>可搬型代替交流電源設備</u> <u>代替所内電気設備</u>	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-11, 14, 21, 24	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-21, 25	高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水に使用する設備を追加(下線部参照) (新) <u>非常用取水設備</u>	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-16, 19	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-21, 25	充てんポンプによる原子炉容器への注水に使用する設備を追加(下線部参照) (新) <u>非常用取水設備</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1. 8-16, 19	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1. 8-22, 26	B-格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水に使用する設備を追加(下線部参照) (新) <u>非常用取水設備</u>	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1. 8-17, 19	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1. 8-24, 25, 92	可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水に使用する設備のうち, 「非常用交流電源設備」を削除し適正化した。(下線部参照) (旧) <u>非常用交流電源設備</u>	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1. 8-18, 19, 95	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1. 8-27	技術的能力1.8ヒアリングコメント反映 ii. の記載適正化(2箇所) (下線部参照) (旧) ・・・熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する手段として有効である。 (新) ・・・原子炉容器への注水手段として有効である。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1. 8-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-29, 93	B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)(RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水に使用する設備のうち、「原子炉補機冷却設備」を削除し適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却設備	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-22, 96	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-30, 31, 94	可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水に使用する設備のうち、「常設代替交流電源設備」を削除し適正化した。(下線部参照) (旧) 常設代替交流電源設備	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-23, 24, 97	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-35	(b)項 記載の適正化(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、 <u>原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水ができない場合・・・</u> (新) 炉心の著しい損傷が発生し、格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水ができない場合において、 <u>原子炉格納容器の破損を防止するため・・・</u>	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-29	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-37	設備名称の適正化(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁 (新) 原子炉格納容器隔離弁	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-31	同上 また、相違理由を追記(下線部参照) (新) <b>【大飯】</b> 設備名称の相違	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-33	c 項 脱字訂正(下線部参照) (旧) 重大事故時 (新) 重大事故等時	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-25	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-40	関連する添付資料について追記(下線部参照) (旧) 添付資料1.8.7 (新) 添付資料1.8.7, <u>1.8.15</u>	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-33	同上 また、相違理由を追記(下線部参照) (新) <b>【大飯】</b> 記載方針の相違(女川実績の反映) ・泊は全交流動力電源喪失時における代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水操作の実施可否について添付資料に整理している。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1. 8-40	(c)項 記載の適正化(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、 <u>原子炉格納容器の破損を防止するため、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水ができない場合・・・</u> (新) 炉心の著しい損傷が発生し、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水ができない場合において、 <u>原子炉格納容器の破損を防止するため・・・</u>	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1. 8-34	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1. 8-41	操作手順① 記載の適正化(下線部参照) (旧) ・・・注水の系統構成開始を指示する。 (新) ・・・注水の <u>準備作業と</u> 系統構成開始を指示する。	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1. 8-35	同上 また、以下の相違理由を追記した。(下線部参照) (新)【大飯】記載表現の相違	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1. 8-42, 46, 49	(d), (e), (f)項 記載の適正化(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、 <u>原子炉格納容器の破損を防止するため、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合・・・</u> (新) 炉心の著しい損傷が発生し、 <u>電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため・・・</u>	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1. 8-37, 41, 44	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-43, 47, 50	技術的能力1.8ヒアリングコメント反映 記載適正化(2箇所) (旧) 非常用炉心冷却設備配管 (新) 非常用炉心冷却系の配管	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-38, 42, 45	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-46, 60	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) アクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に・・・ (新) アクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し・・・	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-41, 59	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-44	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時において、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合(格納容器再循環サンプ水位(広域)71%未満)かつ、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 又は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時において、補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合(格納容器再循環サンプ水位(広域)71%未満)かつ、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず(格納容器再循環サンプ水位(広域)71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 又は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず(格納容器再循環サンプ水位(広域)71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。・	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6 1.8-53	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-49, 61	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) 海水の取水ができない場合に・・・ (新) 海水の取水ができないと判断し・・・	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-44, 59	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1.8-55	(b)項 記載の適正化(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、 <u>原子炉格納容器の破損を防止するため、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水ができない場合、・・・</u> (新) 炉心の著しい損傷が発生し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に <u>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水ができない場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため・・・</u>	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1.8-54	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1.8-56	技術的能力1.8ヒアリングコメント反映 操作手順② 記載の適正化(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイ設備 (新) 格納容器スプレイ系	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1.8-55	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1.8-58	(c)項 記載の適正化(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、 <u>原子炉格納容器の破損を防止するため、B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による原子炉格納容器下部への注水ができない場合、・・・</u> (新) 炉心の著しい損傷が発生し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に <u>B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)による原子炉格納容器下部への注水ができない場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため・・・</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-57	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-59, 60, 61	(d), (e), (f)項 記載の適正化(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、 <u>原子炉格納容器の破損を防止するため、ディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合、</u> ・・・ (新) 炉心の著しい損傷が発生し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に <u>ディーゼル駆動消火ポンプが使用できない場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため</u> ・・・	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-58, 59	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-63, 64, 66~68, 74, 75, 77	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) 確認できない場合に・・・ (新) 確認できず・・・	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-64, 65, 66, 68, 69, 76, 77, 78	同上 また、p1.8-68, 69, 76, 77, 78に相違理由を追記した。(下線部参照) (新)【大飯】記載表現の相違	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-65, 75	誤記訂正(下線部参照) (旧) <u>2</u> 名 (新) <u>1</u> 名	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-66, 77	同上	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-69, 78	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) 確認できない場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に・・・ (新) 確認できず、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する又は原水槽が使用できないと判断し・・・	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-70, 79	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-70, 79	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) 確認できない場合において、海水の取水ができない場合に・・・ (新) 確認できず、海水の取水ができないと判断し・・・	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-72, 80	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-80	1.8.2.3 手順名称の修正(下線部参照) (旧) 1.4.2.1(3)「 <u>熔融デブリ</u> が原子炉容器内に残存する場合の <u>冷却</u> 手順」 (新) 1.4.2.1(3)「 <u>熔融炉心</u> が原子炉容器内に残存する場合の <u>対応</u> 手順」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-83	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-80	1.8.2.3 手順名称の修正(下線部参照) (旧) 1.6.2.2「格納容器破損を防止するための対応手順」 (新) 1.6.2.2「 <u>原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順</u> 」	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-83	同上 また、相違理由を追記(下線部参照) (新) <u>【大飯】</u> 手順名称の相違(女川実績の反映)	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-87, 91	第1.8.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/8), (5/8) 流路として使用する設備を追記  ・非常用取水設備	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-91, 94	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-87	第1.8.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/8) 「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水」の設備分類 誤記訂正  ・「a, b」→「a」に修正	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-91	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-88,90,92,94	第1.8.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/8), (4/8), (6/8), (8/8) 「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水」に流路として使用する設備を追記  ・給水処理設備 配管・弁	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-92,93,95,97	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-88	第1.8.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/8) 「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水」の「2次冷却設備 (補助給水設備) 配管・弁」の記載箇所を適正化	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-92	同上	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-89,93	第1.8.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/8), (7/8) 「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水」に電源設備となる下記設備を追加  ・可搬型代替交流電源設備 ・代替所内電気設備	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-92,96	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-92,93	第1.8.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧  相違理由に「【女川】設備の相違 (BWR固有の対応手段)」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-95～107	第1.8.2表 監視計器一覧 手順名称の記載適正化 (下線部参照)  (旧) a. 原子炉格納容器下部注水 (新) a. 原子炉格納容器下部への注水	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-98～106	同上	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-99, 100, 106, 107, 110, 116, 117	第1.8.2表 監視計器一覧 記載内容の充実 代替給水ピット及び原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水手順において、海水を用いた手順に用いる監視計器と整合を図った。  また、代替給水ピット及び原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器への注水手順においても、同様に修正を行った。	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-101, 105, 106, 108, 112	同上	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8- 119, 121, 124, 126, 128, 130, 132, 134, 136	技術的能力1.8ヒアリングコメント 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) 原子炉補機冷却水系統 (新) 原子炉補機冷却水配  また、上記以外で「系統」と記載している箇所についても確認し、必要に応じて「系」へ修正を実施。	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8- 117, 119, 122, 124, 126, 128, 139, 141, 143	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-118	第1.8.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備に下記設備を追加  可搬型代替交流電源設備 代替所内電気設備	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-113	同上	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-121	概要図 (第1.8.3図) 記載の適正化 (下線部参照)  操作手順②として, 「SA用代替電源受電」遮断器の操作を記載していたが, SA時の流路を示す概要図として適切な情報ではなかったことから, 記載を削除した。	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-119	同上	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-123	タイムチャート (第1.8.5図) 分かりやすさの観点から記載の適正化を図った (下線部参照)  (旧) ~への切替え (新) ~への切替え完了	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.5.0)	1.8-121	同上	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.5.0)	1.8-126, 128, 130	概要図 (第1.8.8図, 第1.8.10図, 第1.8.12図) 操作対象機器名称の脱字修正 (下線部参照)  (旧) 代替格納容器スプレイポンプ出口納容器スプレイ用絞り弁 (新) 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1.8-124, 126, 128	同上	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5.0)	1.8-137, 139	フローチャート(第1.8.19図) ※書きの記載内容充実  水素濃度測定値についてドライ換算であることを明確にするため、単位vol%のあとに(ドライ)を追記した。(大飯と同様)	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1.8-144, 146	同上	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5.0)	1.8-148	フローチャート(第1.8.19図(5/8))  相違理由に【大飯】運用の相違(相違理由④)を追記した。	